

## 第6号議案

### 系統アクセス業務の申込み及び回答様式の策定等について

2020年7月8日認可の業務規程及び送配電等業務指針に基づく発電設備等に関する契約申込みにおける保証金及び電源接続案件一括検討プロセスの施行に備え、業務規程第99条の規定に基づき、別紙のとおり系統アクセス業務の申込み及び回答様式を定め、公表する。

以上

別紙1	様式	AP8	接続検討回答書（別添（高圧））※1
別紙2	様式	AK7	接続検討回答書（別添（特別高圧））※2
別紙3	様式	IP1	電源接続案件一括検討プロセス開始申込書※1
別紙4	様式	IP2	応募申込書※1
別紙5	様式	IP3	接続検討回答書（表紙）※3
別紙6	様式	IP4	接続検討回答書の注意事項説明書※3
別紙7	様式	IP5	接続検討回答書（表紙）※1
別紙8	様式	IP6	接続検討回答書の注意事項説明書※1
別紙9	様式	IP7	接続検討回答書（別添（高圧））※1
別紙10	様式	IP8	接続検討回答書（別添（特別高圧））※2
別紙11	様式	IP9	再接続検討申込書※1
別紙12	様式	IP10	再接続検討回答書（表紙）※3
別紙13	様式	IP11	再接続検討回答書の注意事項説明書※3
別紙14	様式	IP12	再接続検討回答書（表紙）※1
別紙15	様式	IP13	再接続検討回答書の注意事項説明書※1
別紙16	様式	IP14	再接続検討回答書（別添（高圧））※1
別紙17	様式	IP15	再接続検討回答書（別添（特別高圧））※2

※1：一般送配電事業者用

※2：本機関及び一般送配電事業者用

※3：本機関用

# 接続検討回答書

(高圧版)

様式 AP8-20201001

回答日

年 月 日

## 1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

## 2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

## 3. 接続検討結果

### (1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 （※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります）

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

### (2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

(a) 工事概要図

(b) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(c) 工事の必要性と設備規模：

### (3) 概算工事費及び工事費負担金概算

○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

工事費負担金の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

設備区分		工事費負担金概算（百万円） （消費税等相当額を除く）	概算工事費（百万円） （消費税等相当額を除く）
内 訳	架空線工事		
	地中線工事		
	バンク逆潮流対策		
	通信設備工事		
	計量設備工事		
	その他		
一般負担の上限額超過分			
総額（消費税等相当額を除く）			

○概算工事費の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
	高压線	m	m	m	
	高压引込線	m	m	m	
	開閉器	台	台	台	
	変圧器	台	台	台	
	電圧調整器	台	台	台	
地中線	管路	m	m	m	
	マンホール	箇所	箇所	箇所	
	高压ケーブル	m	m	m	
通信設備	通信装置	式	式	式	
	光ケーブル	km	km	km	
	メタルケーブル	km	km	km	
計量設備	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）				

※項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（電柱）	本	本	本		
	高压線	m	m	m		
	高压引込線	m	m	m		
	開閉器	台	台	台		
	変圧器	台	台	台		
	電圧調整器	台	台	台		
地中線	管路	m	m	m		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	高压ケーブル	m	m	m		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）					

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

工事費負担金の入金後 年 ヶ月程度

○概略工程表

## (5) 申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況及び必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他（ ）		
②	発電機定数	適・不適・その他（ ）		
③	力率	適・不適・その他（ ）		
④	発電設備等の運転可能周波数	適・不適・その他（ ）		
⑤	周波数リレーの整定値	適・不適・その他（ ）		
⑥	電圧変動対策	適・不適・その他（ ）		
⑦	電力品質対策	適・不適・その他（ ）		
⑧	短絡故障電流対策	適・不適・その他（ ）		
⑨	保護装置	適・不適・その他（ ）		
⑩	中性点接地装置	適・不適・その他（ ）		
⑪	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他（ ）		
⑫	線路無電圧確認装置	適・不適・その他（ ）		
⑬	保安通信用電話設備	適・不適・その他（ ）		
⑭	給電情報伝送装置	適・不適・その他（ ）		
⑮	F R T要件	適・不適・その他（ ）		
⑯	発電出力の抑制機能	適・不適・その他（ ）		
⑰	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】（●●年●月●●日）
- (b) 託送供給等約款【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (c) 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】（●●年●月●●日）
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】（●●年●月●●日）
- (f) 系統連系規程※追補版を含む【一般社団法人日本電気協会】（●●年●月●●日）
- (g) 系統アクセスルール【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (h) 設備形成ルール【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (i) その他（必要により記載）

## (6) 接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度：
- (b) 検討断面：
- (c) その他：

## (7) 運用上の制約

- (a) 制約有無：あり・なし
- (b) 上記(a)の判断の根拠および条件：

## (8) その他

### 4. 今後の手続について

#### (1) 契約申込みについて

- ・系統連系にあたっては、当社（本回答書1.に記載の「検討者」）に対し契約申込みを行って頂いた上で、当社との間で系統連系に関する契約を締結することが必要となります<sup>※1</sup>。
- ・契約申込みにあたっては、本回答書3(5)に記載する「申込者に必要な対策」等が具備されている必要があります。また、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の業務規程第74条の2の規定に基づく保証金を支払う必要があります<sup>※2</sup>。
- ・契約申込みの受付後に発生する変更にあたっては、広域機関が示す「契約申込み後の軽微な変更の典型例」（2019年4月1日発信）に基づき、判定を行い、軽微な変更に該当しない場合は、広域機関の送配電等業務指針第94条（送電系統の容量確保の取消し）第4号の規定に基づき、暫定確保した容量を開放した上で再度接続検討が必要となります。
- ・契約申込み後に、予定した用地の取得が困難になった場合や貴社都合による計画変更等に時間を要する場合でも、契約申込み時にいただいた申込内容をもとに回答（連系承諾を含む）させていただきます。ただし、貴社都合によらず行政手続に時間を要している場合等で、連系承諾に先立ち、時間を要する合理的な理由や不可抗力により時間を要しているという状況の説明がある場合はこの限りではありません。
- ・契約申込みに対する回答後（連系承諾）に工事費負担金契約の締結や工事費負担金の支払いを行わない場合は、広域機関の送配電等業務指針第97条（送電系統の容量の確定）第2項第1号及び第2号の規定に基づき、送電系統の容量が取消しになるとともに、同指針第105条（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）の規定に基づいて、接続契約が解除されますので、契約申込みにあたってはご注意ください。
- ・貴社が契約申込みを行い、当社が契約申込みを受け付けた場合であっても、系統連系工事に広域連系系統<sup>※3</sup>の増強が含まれる場合には、広域機関の計画策定プロセス<sup>※4</sup>が開始される可能性があります。
- ・貴社が系統連系工事に広域連系系統の増強が含まれる契約申込みを行い、当社が契約申込みを受け付けた場合、広域機関は計画策定プロセス開始の可否を確認し、広域機関からその結果について連絡があります。広域機関が計画策定プロセスを開始した場合、貴社の契約申込みに対する検討及び回答は行われません。

※1 次のア～ウいずれかに該当する場合は、契約申込みを受け付けることができません。

- ア 系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合
- イ 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合
- ウ 接続検討の回答日から1年を経過した場合

※2 広域機関の送配電等業務指針第88条の2第3項の規定に基づき、貴社が支払った保証金は貴社が負担する工事費負担金に充当します。また、広域機関の送配電等業務指針第88条の2第4項各号の規定に該当する場合は、貴社が支払った保証金を返還します。

※3 広域連系系統とは、次のア～エの流通設備となります。

- ア 連系線（一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の送電線及び交直変換設備）
- イ 地内基幹送電線（最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線
- ウ 最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の母線
- エ 最上位電圧から2階級を連系する変圧器（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外）

なお、系統連系工事に広域連系系統の増強が含まれる場合、当社は、広域機関の送配電等業務指針第85条第3項に基づき、本接続検討に関する申込概要及び回答概要を広域機関に報告いたします。

※4 広域連系系統の整備に関する個別計画の策定のための手続

## （2）計画策定プロセス（広域系統整備に関する提起）について

ア 広域連系系統の増強について（地域間連系線を除く）

- ・貴社は、系統連系工事に含まれる広域連系系統の増強について（地域間連系線を除く）、広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者には**該当いたしません**。

イ 地域間連系線の増強について

- ・貴社は、地域間連系線の増強について、広域系統整備（地域間連系線の増強）に関する提起を行うことができる電気供給事業者には**該当いたしません**。
- ・地域間連系線の空容量は、広域機関ウェブサイトの系統情報サービスで確認することができます。

ウ 計画策定プロセスに関する問合せ等

- ・計画策定プロセスの詳細については、広域機関ウェブサイトをご確認いただくか、広域機関に直接お問い合わせください。

## （3）電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みについて

- ・貴社は、電源接続案件一括検討プロセス<sup>※5</sup>開始の申込み<sup>※6</sup>を行うことができる系統連系希望者に（該当いたします・該当いたしません）。
  - ・貴社が電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行い、広域機関の送配電等業務指針に定める要件を満たす場合<sup>※9</sup>、当社は電源接続案件一括検討プロセスを開始します。
- ※5 電源接続案件一括検討プロセスとは、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む）の工事（保護継電器により発電抑制を実施する場合は除く）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続をいいます。
- ※6 電源接続案件一括検討プロセスは、接続検討の回答において系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合<sup>※7</sup>に当社に対し申込みを行うことができます<sup>※8</sup>。
- ※7 広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について1.3」に基づき、効率的な系統整備の観点等から、以下の設備工事は対象外となります。
- ア 発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に新設する設備
  - イ 配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備
  - ウ N-1故障時に発電抑制を実施できるようにするための設備
- ※8 次のア～ウいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことはできません。
- ア 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、広域機関の業務規程第51条第2号の規定に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合
  - イ 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合
  - ウ 接続検討の回答日から1年を経過した場合
- ※9 広域機関の送配電等業務指針第120条の4第1項の規定に該当しない場合は、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスは開始されませんのでご注意ください。

## 5. 添付資料

以上



# 接続検討回答書

(特別高圧版)

様式 AK7-20201001

回答日 年 月 日

## 1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

## 2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

## 3. 接続検討結果

### (1) 希望受電電力に対する連系可否

- (a) 連系可否：可・否 （※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります）
- (b) (連系否の場合) 否とする理由：
- (c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：
- (d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

### (2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

- (a) 送電経路図
- (b) 工事概要図
- (c) 連系点・送電線ルートを選定理由：
- (d) 工事の必要性と設備規模：

### (3) 概算工事費及び工事費負担金概算

○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

工事費負担金の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

設備区分		工事費負担金概算（百万円） （消費税等相当額を除く）	概算工事費（百万円） （消費税等相当額を除く）
内 訳	架空線工事		
	地中線工事		
	変電設備工事		
	給電設備工事		
	通信設備工事		
	計量設備工事		
	その他		
一般負担の上限額超過分			
総額（消費税等相当額を除く）			

○概算工事費の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
	電線	km	km	km	
地中線	管路	km	km	km	
	マンホール	箇所	箇所	箇所	
	電力ケーブル	km	km	km	
変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
	変圧器	台	台	台	
	調相設備	式	式	式	
	保護継電装置	式	式	式	
	転送遮断装置	式	式	式	
給電設備	システム改修	式	式	式	
通信設備	通信装置	式	式	式	
	自動検針装置	式	式	式	
	光ケーブル	km	km	km	
	メタルケーブル	km	km	km	
計量設備	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）				

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基		
	電線	km	km	km		
地中線	管路	km	km	km		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	電力ケーブル	km	km	km		
変電設備	引出設備	回線	回線	回線		
	変圧器	台	台	台		
	調相設備	式	式	式		
	保護継電装置	式	式	式		
	転送遮断装置	式	式	式		
給電設備	システム改修	式	式	式		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	自動検針装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）					

※項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

工事費負担金の入金後 年 ヶ月程度

○概略工程表

## (5) 申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況及び必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他 ( )		
②	発電機定数	適・不適・その他 ( )		
③	力率	適・不適・その他 ( )		
④	発電設備等の運転可能周波数	適・不適・その他 ( )		
⑤	周波数調整機能	適・不適・その他 ( )		
⑥	周波数リレーの整定値	適・不適・その他 ( )		
⑦	電圧変動対策	適・不適・その他 ( )		
⑧	出力変動対策	適・不適・その他 ( )		
⑨	電力品質対策	適・不適・その他 ( )		
⑩	系統安定度対策	適・不適・その他 ( )		
⑪	短絡・地絡故障電流対策	適・不適・その他 ( )		
⑫	保護装置	適・不適・その他 ( )		
⑬	中性点接地装置・電磁誘導障害対策	適・不適・その他 ( )		
⑭	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他 ( )		
⑮	線路無電圧確認装置	適・不適・その他 ( )		
⑯	保安通信用電話設備	適・不適・その他 ( )		
⑰	給電情報伝送装置	適・不適・その他 ( )		
⑱	F R T要件	適・不適・その他 ( )		

⑱	発電出力の抑制機能	適・不適・その他 ( )		
⑳	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】(●●年●月●●日)
- (b) 託送供給等約款【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (c) 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】(●●年●月●●日)
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】(●●年●月●●日)
- (f) 系統連系規程※追補版を含む【一般社団法人日本電気協会】(●●年●月●●日)
- (g) 系統アクセスルール【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (h) 設備形成ルール【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (i) その他 (必要により記載)

## (6) 接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度：
- (b) 検討断面：
- (c) その他：

## (7) 運用上の制約

- (a) 制約有無：あり・なし
- (b) 上記(a)の判断の根拠および条件：

## (8) その他

## 4. 今後の手続について

### (1) 契約申込みについて

- ・系統連系にあたっては、当社（本回答書1.に記載の「検討者」）に対し契約申込みを行って頂いた上で、当社との間で系統連系に関する契約を締結することが必要となります<sup>\*1</sup>。
- ・契約申込みにあたっては、本回答書3(5)に記載する「申込者に必要な対策」等が具備されている必要があります。また、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の業務規程第74条の2の規定に基づく保証金を支払う必要があります<sup>\*2</sup>。
- ・契約申込みの受付後に発生する変更にあたっては、広域機関が示す「契約申込み後の軽微な変更の典型例」（2019年4月1日発信）に基づき、判定を行い、軽微な変更該当しない場合は、広域機関の送配電等業務指針第94条（送電系統の容量確保の取消し）第4号の規定に基づき、暫定確保した容量を開放した上で再度接続検討が必要となります。
- ・契約申込み後に、予定した用地の取得が困難になった場合や貴社都合による計画変更等に時間を要する場合でも、契約申込み時にいただいた申込内容をもとに回答（連系承諾を含む）させていた

できます。ただし、貴社都合によらず行政手続に時間を要している場合等で、連系承諾に先立ち、時間を要する合理的な理由や不可抗力により時間を要しているという状況の説明がある場合はこの限りではありません。

- ・ 契約申込みに対する回答後（連系承諾）に工事費負担金契約の締結や工事費負担金の支払いを行わない場合は、広域機関の送配電等業務指針第97条（送電系統の容量の確定）第2項第1号及び第2号の規定に基づき、送電系統の容量が取消しになるとともに、同指針第105条（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）の規定に基づいて、接続契約が解除されますので、契約申込みにあたってはご注意ください。
- ・ 貴社が契約申込みを行い、当社が契約申込みを受け付けた場合であっても、系統連系工事に広域連系系統<sup>※3</sup>の増強が含まれる場合には、広域機関の計画策定プロセス<sup>※4</sup>が開始される可能性があります。
- ・ 貴社が系統連系工事に広域連系系統の増強が含まれる契約申込みを行い、当社が契約申込みを受け付けた場合、広域機関は計画策定プロセス開始の要否を確認し、広域機関からその結果について連絡があります。広域機関が計画策定プロセスを開始した場合、貴社の契約申込みに対する検討及び回答は行われません。

※1 次のア～ウいずれかに該当する場合は、契約申込みを受け付けることができません。

ア 系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合

イ 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合

ウ 接続検討の回答日から1年を経過した場合

※2 広域機関の送配電等業務指針第88条の2第3項の規定に基づき、貴社が支払った保証金は貴社が負担する工事費負担金に充当します。また、広域機関の送配電等業務指針第88条の2第4項各号の規定に該当する場合は、貴社が支払った保証金を返還します。

※3 広域連系系統とは、次のア～エの流通設備となります。

ア 連系線（一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の送電線及び交直変換設備）

イ 地内基幹送電線（最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線

ウ 最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の母線

エ 最上位電圧から2階級を連系する変圧器（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外）

なお、系統連系工事に広域連系系統の増強が含まれる場合、当社は、広域機関の送配電等業務指針第85条第3項に基づき、本接続検討に関する申込概要及び回答概要を広域機関に報告いたします。

※4 広域連系系統の整備に関する個別計画の策定のための手続

## （2）計画策定プロセス（広域系統整備に関する提起）について

ア 広域連系システムの増強について（地域間連系線を除く）

- ・貴社は、系統連系工事に含まれる広域連系システムの増強について（地域間連系線を除く）、広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者に（該当いたします・該当いたしません）。
- ・貴社が広域系統整備に関する提起を行い、広域機関の業務規程及び送配電等業務指針に定める要件を満たす場合、広域機関は計画策定プロセスを開始し、広域連系システムの増強工事の内容や工事費負担金等を改めて検討します。

イ 地域間連系線の増強について

- ・貴社は、地域間連系線の増強について、広域系統整備（地域間連系線の増強）に関する提起を行うことができる電気供給事業者に（該当いたします・該当いたしません）。但し、貴社が、振替供給を希望する場合で、利用を希望する地域間連系線の空容量が不足しているときに限ります。
- ・地域間連系線の空容量は、広域機関ウェブサイトの系統情報サービスで確認することができます。
- ・貴社が広域系統整備に関する提起を行い、広域機関の業務規程及び送配電等業務指針に定める要件を満たす場合、広域機関は計画策定プロセスを開始し、地域間連系線の増強工事の内容や工事費負担金等を検討します。

ウ 計画策定プロセスに関する問合せ等

- ・計画策定プロセスの詳細については、広域機関ウェブサイトをご確認いただくか、広域機関に直接お問い合わせください。

### （3）電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みについて

- ・貴社は、電源接続案件一括検討プロセス<sup>※5</sup>開始の申込み<sup>※6</sup>を行うことができる系統連系希望者に（該当いたします・該当いたしません）。
- ・貴社が電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行い、広域機関の送配電等業務指針に定める要件を満たす場合<sup>※9</sup>、当社は電源接続案件一括検討プロセスを開始します。

※5 電源接続案件一括検討プロセスとは、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む）の工事（保護継電器により発電抑制を実施する場合は除く）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続をいいます。

※6 電源接続案件一括検討プロセスは、接続検討の回答において系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合<sup>※7</sup>に当社に対し申込みを行うことができます<sup>※8</sup>。

※7 広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について1.3」に基づき、効率的な系統整備の観点等から、以下の設備工事は対象外となります。

ア 発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に新設する設備

イ 配電用変電所におけるバンク逆流の対策に必要な設備

ウ N-1 故障時に発電抑制を実施できるようにするための設備

※8 次のア～ウいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことはできません。

ア 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、広域機関の業務規程第51条第2号の規定に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合

イ 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合

ウ 接続検討の回答日から1年を経過した場合

※9 広域機関の送配電等業務指針第120条の4第1項の規定に該当しない場合は、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスは開始されませんのでご注意ください。

#### (4) リプレース案件系統連系募集プロセスについて

・ 貴社の新設発電設備等の最大受電電力は、既存の連系可能量<sup>※10</sup>の**（範囲を超過するため、広域機関の業務規程第90条に定めるリプレースに該当する可能性があります・範囲内となるため、接続検討の検討断面において、広域機関の業務規程第90条に定めるリプレースの該当要件には当てはまりません）**。（送配電等業務指針第85条）

ただし、最終的にリプレースに該当するか否かについては、当該発電設備等の廃止計画<sup>※11</sup>が記載された供給計画が広域機関に提出された際に、広域機関がその時点の既存の連系可能量<sup>※10</sup>等に基づき、判断いたします。（業務規程第90条）

・ また、広域機関が、リプレースに該当すると判断した発電設備等について廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、リプレース案件系統連系募集プロセス<sup>※12</sup>を開始します。（業務規程第91条）

・ 10万キロワット以上の既設発電設備等の廃止<sup>※11</sup>が決まった場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、広域機関に提出する必要があります。（送配電等業務指針第12条）

・ 10万キロワット以上の発電設備等の停止若しくは発電抑制を前提とした接続検討の申込概要及び回答概要又は契約申込みについては広域機関に報告いたします。（送配電等業務指針127条）

・ リプレースに関する内容については、業務規程第7章第4節、送配電等業務指針第7章第3節をご参照ください。

※10 既存の連系可能量とは、停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備（停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く）の連系可能量をいいます。

※11 廃止には発電設備等の出力や最大受電電力を10万キロワット以上減少させる場合を含みません。

※12 リプレース案件系統連系募集プロセスとは、広域機関がリプレースに該当すると判断した発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続をいいます。



す。

## 5. 添付資料

以上

●●株式会社（一般送配電事業者） 御中

申込者  
所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

**電源接続案件一括検討プロセス開始申込書**

当社は、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び「業務規程第 8 0 条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」に基づき、●●株式会社（一般送配電事業者）に対して電源接続案件一括検討プロセス開始を申し込みます。

## 1. 連絡先

- (1) 連絡者所属：  
 (2) 連絡者名：  
 (3) 住 所：〒  
 (4) 電話番号：  
 (5) 電子メールアドレス：
- F A X 番号：

## 2. 添付資料

資料番号	資料の名称
	<p>【説明欄】（本説明欄を削除の上、お申し込みください。）</p>
	<p>以下の資料を添付して提出してください。</p>
	<p>・接続検討回答書の表紙（写し）※<sup>1</sup></p>
	<p>※<sup>1</sup> 接続検討申込時の受付番号等、具体的件名が確認できる箇所の写しを添付すること</p>

以 上

●●株式会社 御中

申込者

所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

**応募申込書**

当社は、●●株式会社（一般送配電事業者）が主宰する「●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセス」に対して、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」（以下「一括検討の手続等」といいます。）を承認の上、以下のとおり応募します。

なお、一括検討の手続等に基づき、応募申込みにあたっては、本一括検討に応募した他の系統連系希望者に対し、共同工事の費用負担について予見性を与えるために必要な範囲に限り、接続検討の回答において当社の申込内容（最大受電電力、連系電圧、連系点等）を開示することを了承します。

また、接続検討の回答に基づき知りえた他の応募者の申込内容等についての目的外利用、第三者への漏えい等を行わないことを承認の上、第三者情報として、適切に管理します。

1. 発電場所

2. 受電地点

3. 最大受電電力

4. 連絡先

(1) 担当者所属：

(2) 担当者名：

(3) 住 所：〒

(4) 電話番号：

F A X 番号：

(5) 電子メールアドレス：

以 上

&lt;一般送配電事業者の申込窓口記入欄&gt;

受付番号		受領日	
------	--	-----	--

●●●●株式会社  
●●●●殿

電力広域的運営推進機関  
系統アクセス室長 ●●● 印

## 接続検討回答書

当機関は、●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセスに関する貴社の接続検討申込みについて、業務規程第81条第2項の規定が準用する同規程第2節の規定に基づき、●●株式会社（一般送配電事業者）に対して接続検討の実施を依頼し、その検討結果（別添1「接続検討の検討依頼結果の報告」）について、妥当性を確認し、検証いたしました。

つきましては、当機関は、同規程第72条第1項の規定に基づき、別添2「妥当性確認結果」のとおり、確認及び検証の結果について、ご回答いたします。

なお、事業性評価や発電事業に必要な土地や発電設備の手配等に当たっては、「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」及び「注意事項説明書」の記載事項を踏まえた上で、ご検討ください。ご不明点やご質問等は、担当者までお問い合わせください。

<妥当性の確認・検証結果の概要等>

### 1. 申込概要

(1) 受付番号：●●●●

(2) 接続検討申込み受付日：●●年●月●日

### 2. 妥当性の確認・検証結果の概要

	確認・検証項目	確認・検証の結果・理由
(1)	申込者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合の理由及び代替案	( )
(2)	連系点・送電線ルートを選定理由や、工事の必要性和設備規模	( )
(3)	概算工事費、工事費負担金概算（工事費負担金の対象範囲）	( )
(4)	所要工期	( )
(5)	申込者に求める対策の必要性及び工事の内容[申込者に対策を求めている場合]	( )
(6)	検討対象年度、検討断面等の前提条件	( )
(7)	運用上の制約の根拠 [制約がある場合]	( )

(8)	その他接続検討結果に記載されている事項	( )
-----	---------------------	-----

※判断した理由について特記すべき事項を( )内に補記

### 3. 別添資料

(別添1) 接続検討の検討依頼結果の報告(検討者: ●●株式会社(一般送配電事業者))

(別添2) 妥当性確認結果

### 4. その他連絡事項

以 上

担当: 系統アクセス室 ●●

TEL: ●●

Email: ●●

●●●●株式会社  
●●●●殿

電力広域的運営推進機関  
系統アクセス室長 ●●● 印

## 「接続検討回答書」の注意事項説明書

1. 当機関は、広域計系第●号「接続検討回答書」（以下「本回答書」といいます。）によって、系統連系をお約束するものではありません。系統連系にあたっては、「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」に基づく手続が必要となります。また、本回答書に記載する「申込者に必要な対策」が具備されている必要があります。
2. 本回答書の内容は、●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセスの応募申込みの受付締切時点における系統条件で、応募申込みを受付した全ての接続検討の申込内容（ただし、受付後、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者の申込内容は除く）を前提とし机上検討した結果であり、再接続検討の結果が本回答書の内容（工事費負担金、所要工期、申込者に必要な対策等）と異なる可能性があることにご留意ください。
3. 契約申込後の詳細な現地調査、用地交渉及び作業停止調整の結果等により、工事費負担金及び所要工期が変更となる可能性があります。
4. 発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、上記の事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
5. 本回答書に含まれる内容は、守秘性の高い情報が含まれており、本回答書に基づき知りえた情報についての目的外利用、第三者への漏えい等を禁止します。本回答書の目的外利用、第三者への漏えい等に基づき、当機関、一般送配電事業者その他の第三者に損害が発生した場合には、損害賠償の責任が発生する可能性があることにご留意ください。

（その他特記事項）

以上につき、ご不明点やご質問等がございましたら、担当者までお問い合わせください。

以上

担当：系統アクセス室 ●●

TEL：●●

Email：●●

●●●●株式会社  
●●●●殿

●●株式会社（一般送配電事業者）  
●●●● 印

### 接続検討申込みに対する回答について

当社は、●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセスに関する貴社の応募申込み（接続検討の申込み）（●●年●月●日受付）に対して、接続検討が完了しましたので、別添「接続検討回答書」のとおりご回答いたします。

受付した全ての接続検討の申込内容を前提とした接続検討の回答に加え、全ての系統連系希望者が共用する設備の代替案として、極力多数の応募申込みを受付した系統連系希望者が連系等を行える増強工事（工事費充足の蓋然性が高い増強工事）の検討を実施しましたので、両方の結果をご回答いたします。

なお、本検討結果に係る貴社の事業性評価や発電事業に必要な土地や発電設備の手配等に当たっては、「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」及び「注意事項説明書」の記載事項を踏まえた上で、ご検討下さい。ご不明点やご質問等は、担当者までお問い合わせください。

必要に応じ、記載は消しこみ

以 上

担当：●●  
TEL：●●  
Email：●●

●●●●株式会社  
●●●●殿

●●株式会社（一般送配電事業者）  
●●●● 印

### 「接続検討回答書」の注意事項説明書

1. 当社は、「接続検討回答書」（以下「本回答書」といいます。）によって、系統連系をお約束するものではありません。系統連系にあたっては、電力広域的運営推進機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」に基づく手続が必要となります。また、本回答書に記載する「申込者に必要な対策」が具備されている必要があります。
2. 本回答書の内容は、●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセスの応募申込みの受付締切時点における系統条件で、応募申込みを受付した全ての接続検討の申込内容（ただし、受付後、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者の申込内容は除く）を前提とし机上検討した結果であり、再接続検討の結果が本回答書の内容（工事費負担金、所要工期、申込者に必要な対策等）と異なる可能性があることにご留意ください。
3. 契約申込後の詳細な現地調査、用地交渉及び作業停止調整の結果等により、工事費負担金及び所要工期が変更となる可能性があります。
4. 発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、上記の事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
5. 本回答書に含まれる内容は、守秘性の高い情報が含まれており、本回答書に基づき知りえた情報についての目的外利用、第三者への漏えい等を禁止します。本回答書の目的外利用、第三者への漏えい等に基づき、当社その他の第三者に損害が発生した場合には、損害賠償の責任が発生する可能性があることにご留意ください。

（その他特記事項）

以上につき、ご不明点やご質問等がございましたら、担当者までお問い合わせください。

以 上

担当：●●  
TEL：●●  
Email：●●



# 接続検討回答書

(高圧版)

様式 IP7-20201001

回答日 年 月 日

## 1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

## 2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

## 3. 接続検討結果

### (1) 希望受電電力に対する連系可否

- (a) 連系可否：可・否 （※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります）
- ・（受付した全ての接続検討の申込内容・工事費充足の蓋然性が高い**増強工事**）を前提に接続検討を実施した場合の回答書になります。  
（※但し、受付後、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者の申込内容は除きます。）
- (b) （連系否の場合）否とする理由：
- (c) （連系否の場合）代替案または代替案を示せない理由：
- (d) （連系否の場合）連系可能な最大受電電力：

### (2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

- (a) 工事概要図
- ・別紙●：工事概要図参照
- (b) 連系点・送電線ルートを選定理由：
- (c) 工事の必要性と設備規模：

### (3) 概算工事費及び工事費負担金概算

#### ○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費の総額 百万円（消費税等相当額 百万円を含む）

工事費負担金の総額 百万円（消費税等相当額 百万円を含む）

設備区分		工事費負担金概算（百万円） （消費税等相当額を除く）	概算工事費（百万円） （消費税等相当額を除く）
内 訳	架空線工事		
	地中線工事		
	バンク逆潮流対策		
	通信設備工事		
	計量設備工事		
	その他		
一般負担の上限額超過分			
総額（消費税等相当額を除く）			

#### ○概算工事費の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
	高圧線	m	m	m	
	高圧引込線	m	m	m	
	開閉器	台	台	台	
	変圧器	台	台	台	
	電圧調整器	台	台	台	
地中線	管路	m	m	m	
	マンホール	箇所	箇所	箇所	
	高圧ケーブル	m	m	m	
通信設備	通信装置	式	式	式	
	光ケーブル	km	km	km	
	メタルケーブル	km	km	km	
計量設備	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）				

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（電柱）	本	本	本		
	高压線	m	m	m		
	高压引込線	m	m	m		
	開閉器	台	台	台		
	変圧器	台	台	台		
	電圧調整器	台	台	台		
地中線	管路	m	m	m		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	高压ケーブル	m	m	m		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）					

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

工事費負担金の入金後 年 ヶ月程度

○概略工程表

（５）申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況及び必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他（ ）		
②	発電機定数	適・不適・その他（ ）		

③	力率	適・不適・その他（ ）		
④	発電設備等の運転可能周波数	適・不適・その他（ ）		
⑤	周波数リレーの整定値	適・不適・その他（ ）		
⑥	電圧変動対策	適・不適・その他（ ）		
⑦	電力品質対策	適・不適・その他（ ）		
⑧	短絡故障電流対策	適・不適・その他（ ）		
⑨	保護装置	適・不適・その他（ ）		
⑩	中性点接地装置	適・不適・その他（ ）		
⑪	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他（ ）		
⑫	線路無電圧確認装置	適・不適・その他（ ）		
⑬	保安通信用電話設備	適・不適・その他（ ）		
⑭	給電情報伝送装置	適・不適・その他（ ）		
⑮	F R T要件	適・不適・その他（ ）		
⑯	発電出力の抑制機能	適・不適・その他（ ）		
⑰	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】（●●年●月●●日）
- (b) 託送供給等約款【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (c) 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】（●●年●月●●日）
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】（●●年●月●●日）
- (f) 系統連系規程（JESC）※追補版を含む【社団法人日本電気協会】（●●年●月●●日）
- (g) 系統アクセスルール【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (h) 設備形成ルール【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (i) その他（必要により記載）

## （6）接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度：
- (b) 検討断面：
- (c) その他：

## （7）運用上の制約

- (a) 制約有無：あり・なし
- (b) 上記(a)の判断の根拠および条件：

## （8）その他

## 4. 今後の手続きについて

### （1）再接続検討申込みについて

- ・本回答書の回答内容を踏まえた上で引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本回答書の回答日から起算して、20営業日以内に、当社（本回答書1.に記載の「検討者」）に対し再接続検討申込みに必要な書類を提出してください。
- ・当社は、貴社が受付期間内に再接続検討申込みをしない場合、貴社を辞退扱いとします。
- ・負担可能上限額の申告に合わせ、負担可能上限額申告書に記載された保証金を当社指定の保証金の振込み口座にお振込みください（ただし、保証金を要しない場合は除きます）。なお、振込手数料は貴社負担とします。
- ・保証金は当社の窓口等にご持参いただいても、受付はできません。

## （2）再接続検討申込みに必要な提出書類等

- ・再接続検討申込書
- ・負担可能上限額申告書（申告する負担可能上限額に上下限値はありません。）
- ・保証金（電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の業務規程第82条の2の規定に基づく算定方法による。）

## （3）提出先、提出方法、提出部数

## （4）負担可能上限額について、

- ・本回答書の回答内容を踏まえた上で、再接続検討申込みを控える系統連系希望者が想定されます。その場合、本回答書に記載の工事費負担金概算と同額の負担可能上限額の申告を行っていた場合であっても、必要な工事費が充足されないことも想定されます。そのため、当社のウェブサイトにて公表している応募申込みの受付件数、最大受電電力の合計及び広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について（以下「一括検討の手続等」といいます。）別紙6 申込者情報を用いた一般計算例」並びに系統連系順位が必要な場合の取り扱い（広域機関の「一括検討の手続等10.6」）についても考慮の上、負担可能上限額をご検討ください。
- ・貴社が申告した負担可能上限額は、原則変更できませんが、広域機関の「一括検討の手続等10.8（1）及び（2）」に該当した場合は、同規定に基づき、負担可能上限額を変更できます。詳細は同規定をご確認ください。

## 5. 添付資料

- ・別紙●：工事概要図

以上

## 別紙● 工事概要図

(受付した全ての接続検討の申込内容・工事費充足の蓋然性が高い増強工事) を前提に接続検討を実施した場合の工事概要を示しております。

# 接続検討回答書

(特別高圧版)

様式 IP8-20201001

回答日 年 月 日

## 1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

## 2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

## 3. 接続検討結果

### (1) 希望受電電力に対する連系可否

- (a) 連系可否：可・否 （※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります）
- ・（受付した全ての接続検討の申込内容・工事費充足の蓋然性が高い増強工事）を前提に接続検討を実施した場合の回答書になります。
  - （※但し、受付後、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者の申込内容は除きます。）
- (b) （連系否の場合）否とする理由：
- (c) （連系否の場合）代替案または代替案を示せない理由：
- (d) （連系否の場合）連系可能な最大受電電力：

### (2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

- (a) 送電経路図
- (b) 工事概要図
- ・別紙●：工事概要図参照
- (c) 連系点・送電線ルートを選定理由：
- (d) 工事的必要性と設備規模：

### (3) 概算工事費及び工事費負担金概算

○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

工事費負担金の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

設備区分		工事費負担金概算（百万円） （消費税等相当額を除く）	概算工事費（百万円） （消費税等相当額を除く）
内 訳	架空線工事		
	地中線工事		
	変電設備工事		
	給電設備工事		
	通信設備工事		
	計量設備工事		
	その他		
一般負担の上限額超過分			
総額（消費税等相当額を除く）			

○概算工事費の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
	電線	km	km	km	
地中線	管路	km	km	km	
	マンホール	箇所	箇所	箇所	
	電力ケーブル	km	km	km	
変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
	変圧器	台	台	台	
	調相設備	式	式	式	
	保護継電装置	式	式	式	
	転送遮断装置	式	式	式	
給電設備	システム改修	式	式	式	
通信設備	通信装置	式	式	式	
	自動検針装置	式	式	式	
	光ケーブル	km	km	km	
	メタルケーブル	km	km	km	
計量設備	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）				



※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基		
	電線	km	km	km		
地中線	管路	km	km	km		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	電力ケーブル	km	km	km		
変電設備	引出設備	回線	回線	回線		
	変圧器	台	台	台		
	調相設備	式	式	式		
	保護継電装置	式	式	式		
	転送遮断装置	式	式	式		
給電設備	システム改修	式	式	式		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	自動検針装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）					

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

工事費負担金の入金後 年 ヶ月程度

○概略工程表

（５）申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況及び必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他 ( )		
②	発電機定数	適・不適・その他 ( )		
③	力率	適・不適・その他 ( )		
④	発電設備等の運転可能周波数	適・不適・その他 ( )		
⑤	周波数調整機能	適・不適・その他 ( )		
⑥	周波数リレーの整定値	適・不適・その他 ( )		
⑦	電圧変動対策	適・不適・その他 ( )		
⑧	出力変動対策	適・不適・その他 ( )		
⑨	電力品質対策	適・不適・その他 ( )		
⑩	系統安定度対策	適・不適・その他 ( )		
⑪	短絡・地絡故障電流対策	適・不適・その他 ( )		
⑫	保護装置	適・不適・その他 ( )		
⑬	中性点接地装置・電磁誘導障害対策	適・不適・その他 ( )		
⑭	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他 ( )		
⑮	線路無電圧確認装置	適・不適・その他 ( )		
⑯	保安通信用電話設備	適・不適・その他 ( )		
⑰	給電情報伝送装置	適・不適・その他 ( )		
⑱	F R T要件	適・不適・その他 ( )		
⑲	発電出力の抑制機能	適・不適・その他 ( )		
⑳	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

(a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】(●●年●月●●日)

- (b) 託送供給等約款【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (c) 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【●●株式会社】[(●●年●月●●日)
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】(●●年●月●●日)
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】(●●年●月●●日)
- (f) 系統連系規程 (JESC) ※追補版を含む【社団法人日本電気協会】(●●年●月●●日)
- (g) 系統アクセスルール【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (h) 設備形成ルール【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (i) その他 (必要により記載)

## (6) 接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度：
- (b) 検討断面：
- (c) その他：

## (7) 運用上の制約

- (a) 制約有無：あり・なし
- (b) 上記(a)の判断の根拠および条件：

## (8) その他

## 4. 今後の手続きについて

### (1) 再接続検討申込みについて

- ・本回答書の回答内容を踏まえた上で引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本回答書の回答日から起算して、20営業日以内に、当社（本回答書1.に記載の「検討者」）に対し再接続検討申込みに必要な書類を提出してください。
- ・当社は、貴社が受付期間内に再接続検討申込みをしない場合、貴社を辞退扱いとします。
- ・負担可能上限額の申告に合わせ、負担可能上限額申告書に記載された保証金を当社指定の保証金の振込み口座にお振込みください（ただし、保証金を要しない場合は除きます）。なお、振込手数料は貴社負担とします。
- ・保証金は当社の窓口等にご持参いただいても、受付はできません。

### (2) 再接続検討申込みに必要な提出書類等

- ・再接続検討申込書
- ・負担可能上限額申告書（申告する負担可能上限額に上下限値はありません。）
- ・保証金（電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の業務規程第82条の2の規定に基づく算定方法による。）

### (3) 提出先、提出方法、提出部数

#### (4) 負担可能上限額について、

- ・本回答書の回答内容を踏まえた上で、再接続検討申込みを控える系統連系希望者が想定されます。その場合、本回答書に記載の工事費負担金概算と同額の負担可能上限額の申告を行っていた場合であっても、必要な工事費が充足されないことも想定されます。そのため、当社のウェブサイトにて公表している応募申込みの受付件数、最大受電電力の合計及び広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について（以下「一括検討の手続等」といいます。）別紙6 申込者情報を用いた一般計算例」並びに系統連系順位が必要な場合の取り扱い（広域機関の「一括検討の手続等10.6」）についても考慮の上、負担可能上限額をご検討ください。
- ・貴社が申告した負担可能上限額は、原則変更できませんが、広域機関の「一括検討の手続等10.8（1）及び（2）」に該当した場合は、同規定に基づき、負担可能上限額を変更できます。詳細は同規定をご確認ください。

#### 5. 添付資料

- ・別紙●：工事概要図

以上

## 別紙● 工事概要図

(受付した全ての接続検討の申込内容・工事費充足の蓋然性が高い増強工事)を前提に接続検討を実施した場合の工事概要を示しております。

●●株式会社 御中

申込者

所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

## 再接続検討申込書

当社は、●●株式会社（一般送配電事業者）が主宰する「●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセス」に対して、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」（以下「一括検討の手続等」といいます。）を承認の上、以下のとおり再接続検討申込みを行います。

なお、一括検討の手続等に基づき、再接続検討申込みにあたっては、本一括検討の再接続検討申込みを行った他の系統連系希望者に対し、共同工事の費用負担について予見性を与えるために必要な範囲に限り、再接続検討の回答において当社の申込内容（最大受電電力、連系電圧、連系点等）を開示することを了承します。

また、再接続検討の回答に基づき知りえた再接続検討申込みを行った他の系統連系希望者の申込内容等についての目的外利用、第三者への漏えい等を行わないことを承認の上、第三者情報として、適切に管理します。

1. 発電場所

2. 受電地点

3. 最大受電電力

4. 連絡先

(1) 担当者所属 :

(2) 担当者名 :

(3) 住 所 : 〒

(4) 電話番号 :

F A X 番号 :

(5) 電子メールアドレス :

以 上

&lt;一般送配電事業者の申込窓口記入欄&gt;

受領日	
-----	--

●●●株式会社  
●●●● 殿電力広域的運営推進機関  
系統アクセス室長 ●●● 印

## 再接続検討回答書

当機関は、●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセスに関する貴社の再接続検討申込みについて、業務規程第82条第2項の規定が準用する同規程第2節の規定に基づき、●●株式会社（一般送配電事業者）に対して再接続検討の実施を依頼し、その検討結果（別添1「再接続検討の検討依頼結果の報告」）について、妥当性を確認し、検証いたしました。

つきましては、当機関は、同規程第72条第1項の規定に基づき、別添2「妥当性確認結果」のとおり、確認及び検証の結果について、ご回答いたします。

なお、事業性評価や発電事業に必要な土地や発電設備の手配等に当たっては、「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」及び「注意事項説明書」の記載事項を踏まえた上で、ご検討ください。ご不明点やご質問等は、担当者までお問い合わせください。

<妥当性の確認・検証結果の概要等>

## 1. 申込概要

(1) 受付番号：●●●

(2) 再接続検討申込み受付日：●●年●月●日

## 2. 妥当性の確認・検証結果の概要

	確認・検証項目	確認・検証の結果・理由
(1)	申込者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合の理由及び代替案	( )
(2)	連系点・送電線ルートを選定理由や、工事の必要性和設備規模	( )
(3)	概算工事費、工事費負担金概算（工事費負担金の対象範囲）	( )
(4)	所要工期	( )
(5)	申込者に求める対策の必要性及び工事の内容[申込者に対策を求めている場合]	( )
(6)	検討対象年度、検討断面等の前提条件	( )

(7)	運用上の制約の根拠 [制約がある場合]	( )
(8)	その他接続検討結果に記載されている事項	( )

※判断した理由について特記すべき事項を ( ) 内に補記

### 3. 別添資料

(別添1) 再接続検討の検討依頼結果の報告 (検討者: ●●株式会社 (一般送配電事業者))

(別添2) 妥当性確認結果

### 4. その他連絡事項

以 上

担当: 系統アクセス室 ●●

TEL: ●●

Email: ●●



●●●●株式会社  
●●●●殿

電力広域的運営推進機関  
系統アクセス室長 ●●● 印

## 「再接続検討回答書」の注意事項説明書

1. 当機関は、広域計系第●号「再接続検討回答書」（以下「本回答書」といいます。）によって、系統連系をお約束するものではありません。系統連系にあたっては、「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」に基づく手続が必要となります。また、本回答書に記載する「申込者に必要な対策」が具備されている必要があります。
2. 本回答書の内容は、●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討申込みの受付締切時点における系統条件で、再接続検討申込みの受付をした全ての再接続検討の申込内容（ただし、受付後、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者の申込内容は除く）を前提とし机上検討した結果であり、契約申込後の詳細な現地調査、用地交渉及び作業停止調整の結果等により、工事費負担金及び所要工期が変更となる可能性があることにご留意ください。
3. 発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、上記の事項を踏まえた上で、ご検討ください。
4. 本回答書に含まれる内容は、守秘性の高い情報が含まれており、本回答書に基づき知りえた情報についての目的外利用、第三者への漏えい等を禁止します。本回答書の目的外利用、第三者への漏えい等に基づき、当機関、一般送配電事業者その他の第三者に損害が発生した場合には、損害賠償の責任が発生する可能性があることにご留意ください。

（その他特記事項）

以上につき、ご不明点やご質問等がございましたら、担当者までお問い合わせください。

以 上

担当：系統アクセス室 ●●  
TEL：●●  
Email：●●

●●●●株式会社  
●●●●殿

●●株式会社（一般送配電事業者）  
●●●● 印

## 再接続検討申請に対する回答について

当社は、●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセスに関する貴社の再接続検討申請（●●年●月●日受付）に対して、再接続検討が完了しましたので、別添「再接続検討回答書」のとおりご回答いたします。

なお、本検討結果に係る貴社の事業性評価や発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、電力広域的運営推進機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」及び「注意事項説明書」の記載事項を踏まえた上で、ご検討ください。ご不明点やご質問等は、担当者までお問い合わせください。

以 上

担当：●●

TEL：●●

Email：●●

●●●●株式会社  
●●●●殿

●●株式会社（一般送配電事業者）  
●●●● 印

## 「再接続検討回答書」の注意事項説明書

1. 当社は、「再接続検討回答書」（以下「本回答書」といいます。）によって、系統連系をお約束するものではありません。系統連系にあたっては、電力広域的運営推進機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」に基づく手続が必要となります。また、本回答書に記載する「申込者に必要な対策」が具備されている必要があります。
2. 本回答書の内容は、●●エリアにおける電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討申込みの受付締切時点における系統条件で、再接続検討申込みの受付をした全ての再接続検討の申込内容（ただし、受付後、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者の申込内容は除く）を前提とし机上検討した結果であり、契約申込後の詳細な現地調査、用地交渉及び作業停止調整の結果等により、工事費負担金及び所要工期が変更となる可能性があることにご留意ください。
3. 発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、上記の事項を踏まえた上で、ご検討ください。
4. 本回答書に含まれる内容は、守秘性の高い情報が含まれており、本回答書に基づき知りえた情報についての目的外利用、第三者への漏えい等を禁止します。本回答書の目的外利用、第三者への漏えい等に基づき、当社その他の第三者に損害が発生した場合には、損害賠償の責任が発生する可能性があることにご留意ください。

（その他特記事項）

以上につき、ご不明点やご質問等がございましたら、担当者までお問い合わせください。

以上

担当：●●  
TEL：●●  
Email：●●

## 再接続検討回答書

(高圧版)

様式 IP14-20201001

回答日 年 月 日

## 1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

## 2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

## 3. 接続検討結果

## (1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 （※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります）

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

## (2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

(a) 工事概要図

・別紙●：工事概要図参照

(b) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(c) 工事の必要性と設備規模：

### (3) 概算工事費及び工事費負担金概算

#### ○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

工事費負担金の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

設備区分		工事費負担金概算（百万円） （消費税等相当額を除く）	概算工事費（百万円） （消費税等相当額を除く）
内 訳	架空線工事		
	地中線工事		
	バンク逆潮流対策		
	通信設備工事		
	計量設備工事		
	その他		
一般負担の上限額超過分			
総額（消費税等相当額を除く）			

#### ○概算工事費の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
	高压線	m	m	m	
	高压引込線	m	m	m	
	開閉器	台	台	台	
	変圧器	台	台	台	
	電圧調整器	台	台	台	
地中線	管路	m	m	m	
	マンホール	箇所	箇所	箇所	
	高压ケーブル	m	m	m	
通信設備	通信装置	式	式	式	
	光ケーブル	km	km	km	
	メタルケーブル	km	km	km	
計量設備	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）				

※項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（電柱）	本	本	本		
	高压線	m	m	m		
	高压引込線	m	m	m		
	開閉器	台	台	台		
	変圧器	台	台	台		
	電圧調整器	台	台	台		
地中線	管路	m	m	m		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	高压ケーブル	m	m	m		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）					

※項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

工事費負担金の入金後 年 ヶ月程度

○概略工程表

（５）申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況および必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他（ ）		

②	発電機定数	適・不適・その他（ ）		
③	力率	適・不適・その他（ ）		
④	発電設備等の運転可能周波数	適・不適・その他（ ）		
⑤	周波数リレーの整定値	適・不適・その他（ ）		
⑥	電圧変動対策	適・不適・その他（ ）		
⑦	電力品質対策	適・不適・その他（ ）		
⑧	短絡故障電流対策	適・不適・その他（ ）		
⑨	保護装置	適・不適・その他（ ）		
⑩	中性点接地装置	適・不適・その他（ ）		
⑪	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他（ ）		
⑫	線路無電圧確認装置	適・不適・その他（ ）		
⑬	保安通信用電話設備	適・不適・その他（ ）		
⑭	給電情報伝送装置	適・不適・その他（ ）		
⑮	F R T要件	適・不適・その他（ ）		
⑯	発電出力の抑制機能	適・不適・その他（ ）		
⑰	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】（●●年●月●●日）
- (b) 託送供給等約款【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (c) 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】（●●年●月●●日）
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】（●●年●月●●日）
- (f) 系統連系規程（JESC）※追補版を含む【社団法人日本電気協会】（●●年●月●●日）
- (g) 系統アクセスルール【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (h) 設備形成ルール【●●株式会社】（●●年●月●●日）
- (i) その他（必要により記載）

## （6）接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度：
- (b) 検討断面：
- (c) その他：

## （7）運用上の制約

- (a) 制約有無：あり・なし
- (b) 上記(a)の判断の根拠および条件：

## （8）その他

## 4. 今後の手続きについて

### (1) 契約申込みについて

- ・本回答書の回答内容を踏まえた上で引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本回答書の回答日から起算して、20営業日以内に、当社（本回答書1.に記載の「検討者」）に対し契約申込みに必要な書類を提出してください。
- ・当社は、貴社が受付期間内に契約申込みをしない場合、貴社を辞退扱いとします。
- ・負担可能上限額の再申告に伴い、負担可能上限額を増額する場合は、増額後の負担可能上限額にて算定される保証金と支払済みの保証金との差額を当社指定の保証金の振込み口座にお振込みください（ただし、追加の保証金を要しない場合は除きます）。なお、振込手数料は貴社負担とします。
- ・保証金は当社の窓口等にご持参いただいても、受付はできません。

### (2) 契約申込みに必要な提出書類等

- ・契約申込書
- ・工事費負担金補償契約書（解除条件付）（貴社が捺印したものを提出してください。）
- ・負担可能上限額再申告書（申告する負担可能上限額に上下限値はありません。）
- ・保証金（電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の業務規程第82条の2の規定に基づく算定方法に準じる）

### (3) 提出先、提出方法、提出部数

### (4) 負担可能上限額について

- ・本回答書の回答内容を踏まえた上で、契約申込みを控える系統連系希望者が想定されます。その場合、本回答書に記載の工事費負担金概算と同額の負担可能上限額の申告を行っていた場合であっても、必要な工事費が充足されないことも想定されます。そのため、当社のウェブサイトにて公表している再接続検討の回答件数、最大受電電力の合計及び広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について（以下「一括検討の手続等」といいます。）別紙6申込者情報を用いた一般計算例」についても考慮の上、負担可能上限額をご検討ください。なお、負担可能上限額を増額した場合でも、系統連系順位が必要な場合の取り扱い（広域機関の「一括検討の手続等10.6」）に基づき、系統連系順位は、再接続検討時に決定されており、変更いたしません。
- ・貴社が申告した負担可能上限額は、原則変更できませんが、広域機関の「一括検討の手続等10.8（1）及び（2）」に該当した場合は、同規定に基づき、負担可能上限額を変更できます。詳細は同規定をご確認ください。

### (5) 契約申込みに対する検討結果を回答するまでの期間について

- ・当社は、契約申込みの受付の締切日から起算して原則6か月以内又は契約申込みを受付した系統連系希望者と合意した期間以内に、貴社に対し、契約申込みに対する検討結果を回答いたします。
- ・合意可能な期間が契約申込みをした系統連系希望者ごとに異なる場合は、合意可能な期間の中で最長の期間を合意した期間といたします。なお、当社が必要とする期間より短い期間で回答する場合は、工事費負担金や工期が一括検討完了後の大きく変動する場合があります。

### (6) 技術検討の結果、所要工期が長期化する場合の手続き

- ・当社は、技術検討の結果、再接続検討の結果よりも所要工期が長期化する系統連系希望者がいる場合、契約申込みの結果（連系承諾等）を回答する前に、技術検討の結果を契約申込みをした全ての系統連



系希望者に回答するとともに、長期化を理由とした辞退の受付期間を設けます。

- ・貴社が、再接続検討の結果よりも所要工期が長期化する回答を受領した場合は、本回答書の回答日から起算して20営業日以内に所要工期が長期化したことを理由に辞退することができます。その場合、当社は、貴社が支払った保証金を返還し、貴社と締結した工事費負担金補償契約を解除いたします。
- ・当社は、所要工期が長期化したことを理由に系統連系希望者が辞退した場合、辞退扱いを通知した系統連系希望者及び辞退した系統連系希望者を除外した形で再度の技術検討を実施いたします。
- ・当社は、技術検討の回答日から起算して20営業日後、辞退する系統連系希望者がいない場合、当該技術検討の結果を有効と判断し、契約申込みに対する結果（連系承諾等）を回答いたします。

#### (7) 30日等出力制御枠について

電源種別が太陽光及び風力の場合に記載する事項

記載は消しこみ

- ・貴社は（30日等出力制御枠内である・30日等出力制御枠を超えるため無制限・無補償での出力制御を許容いただくことになる）ことをお知らせいたします。詳細は「一括検討の手続等別紙4」をご確認ください。

増強工事の完了前に連系可能量がある場合に記載する事項

#### (8) 増強工事の完了前に連系可能量がある場合について

記載は消しこみ

- ・貴社は、全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事の完了前の連系可能量の（範囲内・範囲外）となりますので、当該増強工事の完了前（であっても連系等を行うことができます・に連系等を行うことができません）。詳細は「一括検討の手続等別紙5」をご確認ください。

記載は消しこみ

## 5. 添付資料

- ・別紙●：工事概要図

以上

## 別紙● 工事概要図

受付した全ての再接続検討の申込内容を前提に再接続検討を実施した場合の工事概要を示しております。

## 再接続検討回答書

(特別高圧版)

様式 IP15-20201001

回答日 年 月 日

## 1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

## 2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

## 3. 接続検討結果

## (1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 （※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります）

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

## (2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

(a) 送電経路図

(b) 工事概要図

・別紙●：工事概要図参照

(c) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(d) 工事の必要性と設備規模：

### (3) 概算工事費及び工事費負担金概算

○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

工事費負担金の総額                      百万円（消費税等相当額                      百万円を含む）

設備区分		工事費負担金概算（百万円） （消費税等相当額を除く）	概算工事費（百万円） （消費税等相当額を除く）
内 訳	架空線工事		
	地中線工事		
	変電設備工事		
	給電設備工事		
	通信設備工事		
	計量設備工事		
	その他		
一般負担の上限額超過分			
総額（消費税等相当額を除く）			

○概算工事費の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
	電線	km	km	km	
地中線	管路	km	km	km	
	マンホール	箇所	箇所	箇所	
	電力ケーブル	km	km	km	
変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
	変圧器	台	台	台	
	調相設備	式	式	式	
	保護継電装置	式	式	式	
	転送遮断装置	式	式	式	
給電設備	システム改修	式	式	式	
通信設備	通信装置	式	式	式	
	自動検針装置	式	式	式	
	光ケーブル	km	km	km	
	メタルケーブル	km	km	km	
計量設備	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）				

※項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基		
	電線	km	km	km		
地中線	管路	km	km	km		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	電力ケーブル	km	km	km		
変電設備	引出設備	回線	回線	回線		
	変圧器	台	台	台		
	調相設備	式	式	式		
	保護継電装置	式	式	式		
	転送遮断装置	式	式	式		
給電設備	システム改修	式	式	式		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	自動検針装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）					

※項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

工事費負担金の入金後 年 ヶ月程度

○概略工程表

（５）申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況および必要な対策内容は

以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他 ( )		
②	発電機定数	適・不適・その他 ( )		
③	力率	適・不適・その他 ( )		
④	発電設備等の運転可能周波数	適・不適・その他 ( )		
⑤	周波数調整機能	適・不適・その他 ( )		
⑥	周波数リレーの整定値	適・不適・その他 ( )		
⑦	電圧変動対策	適・不適・その他 ( )		
⑧	出力変動対策	適・不適・その他 ( )		
⑨	電力品質対策	適・不適・その他 ( )		
⑩	系統安定度対策	適・不適・その他 ( )		
⑪	短絡・地絡故障電流対策	適・不適・その他 ( )		
⑫	保護装置	適・不適・その他 ( )		
⑬	中性点接地装置・電磁誘導障害対策	適・不適・その他 ( )		
⑭	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他 ( )		
⑮	線路無電圧確認装置	適・不適・その他 ( )		
⑯	保安通信用電話設備	適・不適・その他 ( )		
⑰	給電情報伝送装置	適・不適・その他 ( )		
⑱	F R T要件	適・不適・その他 ( )		
⑲	発電出力の抑制機能	適・不適・その他 ( )		
⑳	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】(●●年●月●●日)
- (b) 託送供給等約款【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (c) 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】(●●年●月●●日)
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】(●●年●月●●日)
- (f) 系統連系規程 (JESC) ※追補版を含む【社団法人日本電気協会】(●●年●月●●日)
- (g) 系統アクセスルール【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (h) 設備形成ルール【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (i) その他 (必要により記載)

## (6) 接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度 :
- (b) 検討断面 :
- (c) その他 :

## (7) 運用上の制約

- (a) 制約有無 : あり・なし
- (b) 上記(a)の判断の根拠および条件 :

## (8) その他

## 4. 今後の手続きについて

### (1) 契約申込みについて

- ・本回答書の回答内容を踏まえた上で引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本回答書の回答日から起算して、20営業日以内に、当社(本回答書1.に記載の「検討者」)に対し契約申込みに必要な書類を提出してください。
- ・当社は、貴社が受付期間内に契約申込みをしない場合、貴社を辞退扱いとします。
- ・負担可能上限額の再申告に伴い、負担可能上限額を増額する場合は、増額後の負担可能上限額にて算定される保証金と支払済みの保証金との差額を当社指定の保証金の振込み口座にお振込みください(ただし、追加の保証金を要しない場合は除きます)。なお、振込手数料は貴社負担とします。
- ・保証金は当社の窓口等にご持参いただいても、受付はできません。

### (2) 契約申込みに必要な提出書類等

- ・契約申込書
- ・工事費負担金補償契約書(解除条件付)(貴社が捺印したものを提出してください。)
- ・負担可能上限額再申告書(申告する負担可能上限額に上下限値はありません。)
- ・保証金(電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)の業務規程第82条の2の規定に基づく算定方法に準じる。)

### (3) 提出先、提出方法、提出部数

### (4) 負担可能上限額について

- ・本回答書の回答内容を踏まえた上で、契約申込みを控える系統連系希望者が想定されます。その場合、本回答書に記載の工事費負担金概算と同額の負担可能上限額の申告を行っていた場合であっても、必要な工事費が充足されないことも想定されます。そのため、当社のウェブサイトにて公表している再接続検討の回答件数、最大受電電力の合計及び広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について（以下「一括検討の手続等」といいます。）別紙6 申込者情報を用いた一般計算例」についても考慮の上、負担可能上限額をご検討ください。なお、負担可能上限額を増額した場合でも、系統連系順位が必要な場合の取り扱い（広域機関の「一括検討の手続等10.6」）に基づき、系統連系順位は、再接続検討時に決定されており、変更いたしません。
- ・貴社が申告した負担可能上限額は、原則変更できませんが、広域機関の「一括検討の手続等10.8（1）及び（2）」に該当した場合は、同規定に基づき、負担可能上限額を変更できます。詳細は同規定をご確認ください。

### (5) 契約申込みに対する検討結果を回答するまでの期間について

- ・当社は、契約申込みの受付の締切日から起算して原則6か月以内又は契約申込みを受付した系統連系希望者と合意した期間以内に、貴社に対し、契約申込みに対する検討結果を回答いたします。
- ・合意可能な期間が契約申込みをした系統連系希望者ごとに異なる場合は、合意可能な期間の中で最長の期間を合意した期間といたします。なお、当社が必要とする期間より短い期間で回答する場合は、工事費負担金や工期が一括検討完了後の大きく変動する場合があります。

### (6) 技術検討の結果、所要工期が長期化する場合の手続き

- ・当社は、技術検討の結果、再接続検討の結果よりも所要工期が長期化する系統連系希望者がいる場合、契約申込みの結果（連系承諾等）を回答する前に、技術検討の結果を契約申込みをした全ての系統連系希望者に回答するとともに、長期化を理由とした辞退の受付期間を設けます。
- ・貴社が、再接続検討の結果よりも所要工期が長期化する回答を受領した場合は、本回答書の回答日から起算して20営業日以内に所要工期が長期化したことを理由に辞退することができます。その場合、当社は、貴社が支払った保証金を返還し、貴社と締結した工事費負担金補償契約を解除いたします。
- ・当社は、所要工期が長期化したことを理由に系統連系希望者が辞退した場合、辞退扱いを通知した系統連系希望者及び辞退した系統連系希望者を除外した形で再度の技術検討を実施いたします。
- ・当社は、技術検討の回答日から起算して20営業日後、辞退する系統連系希望者がいない場合、当該技術検討の結果を有効と判断し、契約申込みに対する結果（連系承諾等）を回答いたします。

### (7) 30日等出力制御枠について

電源種別が太陽光及び風力の場合に記載する事項

記載は消しこみ

- ・貴社は（30日等出力制御枠内である・30日等出力制御枠を超えるため無制限・無補償での出力制御を許容いただくことになる）ことをお知らせいたします。詳細は「一括検討の手続等別紙4」をご確認ください。

増強工事の完了前に連系可能量がある場合に記載する事項

### (8) 増強工事の完了前に連系可能量がある場合について

記載は消しこみ

- ・貴社は、全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事の完了前の連系可能量の（範囲内・範囲外）



となりますので、当該増強工事の完了前（であっても連系等を行うことができます・に連系等を行う  
ことができません）。詳細は、「一括検討の手続等別紙5」をご確認ください。



記載は消しこみ

## 5. 添付資料

- ・別紙●：工事概要図

以上

## 別紙● 工事概要図

受付した全ての再接続検討の申込内容を前提に再接続検討を実施した場合の工事概要を示しております。